

～ 地域経済の振興及び活性化のために～

平成 30 年度

可児市住宅新築リフォーム助成事業



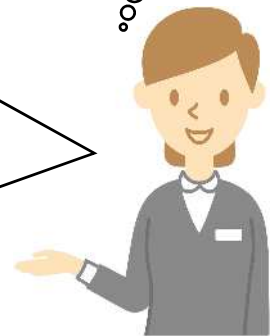
そろそろ、
家を建てたいわね。

キッチンやお風呂を
リフォームしたいわ。
外壁や屋根も修理し
たいわね。



新築工事やリフォーム工事を始めてしまう前に
「可児市住宅新築リフォーム助成事業」
をご利用ください！
市内施工業者に依頼して、住宅の新築工事や
リフォーム工事を行う方に対して助成金として
＜可児市地域通貨（ケーマネー K-money）＞を交付します。

そんなときは…



目 次

制度の概要、助成額、対象者、対象住宅、対象工事	・・・P1
リフォーム工事申請の流れ、リフォーム工事各種提出期日	・・・P2
リフォーム工事提出書類一覧	・・・P3
住宅新築工事申請の流れ、住宅新築工事各種提出期日	・・・P4
住宅新築工事提出書類一覧	・・・P5
提出書類様式一式	・・・P6
可児市住宅新築リフォーム助成事業 Q & A	・・・P7～9

お 問 合 せ 先

〒509 - 0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

可児市役所 観光経済部 産業振興課 商工係(本庁西館3階)

【電話】 0574 - 62 - 1111 (内線 2345・2346)

【FAX】 0574 - 63 - 4754

【E-mail】 sangyosinko@city.kani.lg.jp

制度内容の詳細については、上記の電話もしくはメールにてお問合せください。

制度の概要

地域経済の振興及び活性化を図るために、可児市に住んでみえる方又は住む予定の方が、市内に本社を有する施工業者等に依頼して行う住宅の新築工事及びリフォーム工事（住宅の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事）に対して助成金として＜可児市地域通貨（K-money）＞を交付します。

助成額

助成額は、工事費の10%に相当する額（千円未満切捨て）で10万円が限度額です。助成金として、可児市地域通貨（K-money）を交付します。K-moneyは、市内約420店舗で利用できる商品券です。1,000円券の1種類で、3月末又は9月末が利用期限になっています。おつりはできませんので、ご注意ください。

対象者

Check

対象住宅に住民票がある人（転居・転入する場合は、完了報告時に住民票がある人）
工事を行う住宅の名義人である人
（住宅を新築する場合は、完了報告時に名義人である人）
市税や負担金等を滞納していない人
2度目以降の申請の場合は、前回の申請年度を含め5年を経過している人
（同一住宅についても5年間に1回限りです）

対象住宅

Check

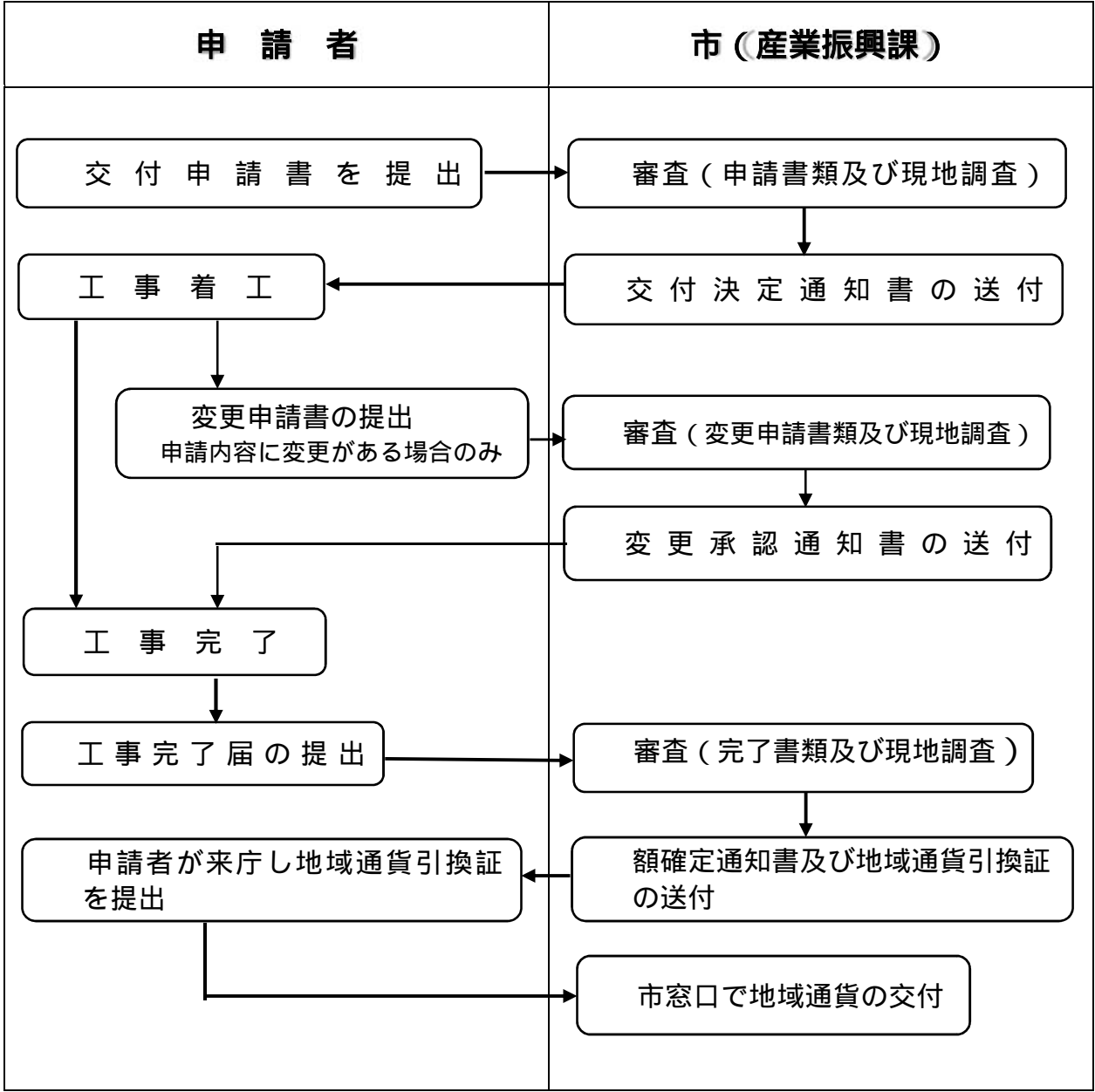
市内の個人住宅（店舗・事務所等を併用する場合は、居住部分のみ、集合住宅の場合は、専有部分のみ）及びこれに附属する外構

対象工事

Check

市内に本社を有する法人又は市内に住民票を有する個人事業者が行う工事
住宅の新築・増築・改築・修繕・模様替え、外構工事
（ただし、太陽光発電設備、公共下水道への切り替え工事、植栽、造園、塀・さく等の築造工事等を除く。） 対象工事の詳細は、市産業振興課へお尋ねください。
対象工事が50万円以上（消費税を除く）となる工事
平成30年4月1日以降の契約である工事
未着手の工事
助成金申請日から6ヶ月以内に完成する工事
（住宅の新築工事は、申請日から12ヶ月以内に完成する工事）
市によるその他制度の補助を受けていない工事

リフォーム工事申請の流れ



リフォーム工事各種提出期日

Check

- の交付申請書提出 : 契約した日から 30 日以内かつ工事着工前
- の変更申請書提出 : 完了届提出前
- の完了届提出 : 完了した日から 30 日以内かつ同一年度内

予算の範囲内での助成事業となるため、予算がなくなり次第終了となります。

リフォーム工事提出書類一覧

交付申請書の提出時

Check

交付申請書（様式第 1 号）

工事施工等同意書（様式第 2 号）

住宅の所有者が他にみえる場合又は土地の所有者が異なる場合に提出してください。

工事契約書のコピー

工事見積書のコピー

工事箇所の図面（内装・外構等は平面図、外壁等は立面図）

工事箇所の写真（施工前の各箇所）

屋根など工事着手後にしか撮れない場合は、完了届の際に当該箇所の施工前及び施工後の両方の写真を一緒に添付してください。

施工前と後の違いが分かりにくい場合は、施工中の写真を完了届の際に添付してください。

変更申請書の提出時（申請内容に変更がある場合のみ）

Check

変更申請書（様式第 3 号）

変更後の契約書のコピー（作成しない場合は、リフォーム工事等証明書）

工事見積書のコピー

工事箇所の写真（施工前の各箇所）

完了届の提出時（転居・転入者の方は、完了届提出前に住民票を移してください。）

Check

工事完了届（様式第 4 号）

工事代金の領収書のコピー又は申請者の振込受付書・ATM利用明細書等のコピー
申請者の氏名、施工業者の名称又は氏名、金額が明記されたもの。

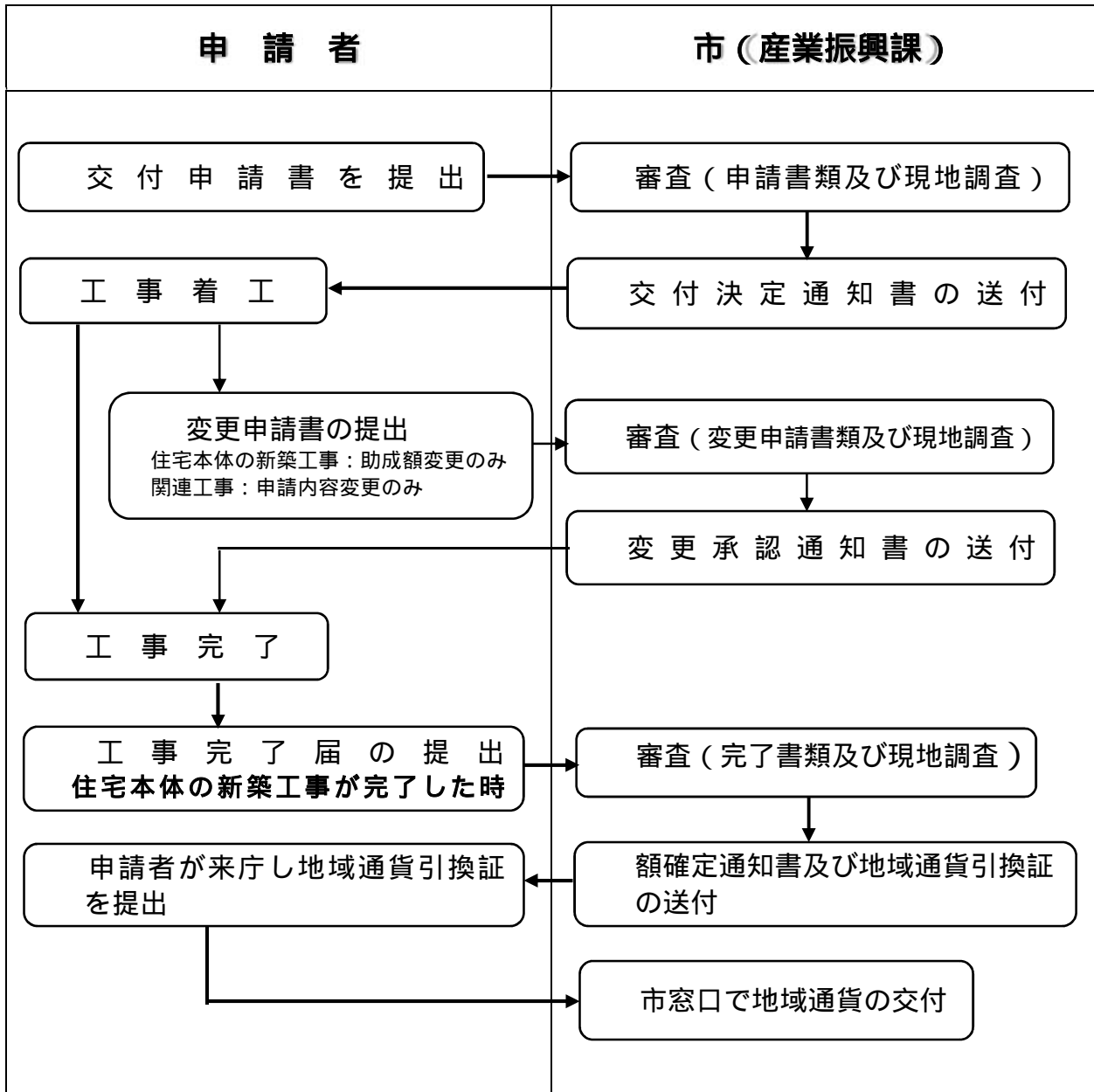
工事箇所の写真（施工後の各箇所）

施工前との違いが分かる写真を添付してください。

交付請求書（様式第 6 号）

住宅新築工事申請の流れ

※住宅新築工事とは、住宅本体の新築工事の他に住宅本体の新築工事を市外施工業者に依頼し、外構など住宅本体の新築工事に関連する工事を市内施工業者に依頼して行う工事も含む。



住宅新築工事各種提出期日

Check

- の交付申請書提出 : 契約した日から 30 日以内かつ工事着工前
- の変更申請書提出 : 完了届提出前
- の完了届提出 : 住宅本体の新築工事が完了した日から 30 日以内

予算の範囲内での助成事業となるため、予算がなくなり次第終了となります。

住宅新築工事提出書類一覧

交付申請書の提出時

Check

交付申請書（様式第 1 号）

住宅本体の新築工事に関連する工事の場合、関連工事の工期と住宅本体の新築工事の工期を 2 段で記入してください。

工事施工等同意書（様式第 2 号）

住宅の所有者が他にみえる場合又は土地の所有者が異なる場合に提出してください。

工事契約書のコピー

工事見積書のコピー

工事箇所の図面（住宅本体の新築工事は平面図及び立面図、関連工事は平面図）

工事箇所の写真（施工前の各箇所）

住宅本体の新築工事 建設予定地の更地の写真又は建替え前の写真

住宅本体の新築工事に関連する工事 . . . 施工前の各箇所の写真

土地の売買契約書等のコピー（新たに土地を取得した場合のみ）

住宅建設予定地位置図

変更申請書の提出時

住宅本体の新築工事 助成金額が変更になる場合のみ

Check

住宅本体の新築工事に関連する工事 . . . 申請内容に変更がある場合のみ

変更申請書（様式第 3 号）

変更後の契約書のコピー（作成しない場合は、リフォーム工事等証明書）

工事見積書のコピー

工事箇所の写真（変更部分の施工前の各箇所）

完了届の提出時（ 転居・転入者の方は、完了届提出前に住民票を移してください。）

Check

工事完了届（様式第 4 号）

工事代金の領収書のコピー又は申請者の振込受付書・ATM利用明細書等のコピー
申請者の氏名、施工業者の名称又は氏名、金額が明記されたもの。

住宅本体の新築工事で、契約金額と支払金額の差が生じる場合はその理由を余白等に明記すること。

工事箇所の写真（施工後の各箇所）

住宅本体の新築工事 外観及び内観の写真

住宅本体の新築工事に関連する工事 施工後の各箇所及び住宅本体の外観の写真

登記の全部事項証明書（建物）のコピー

㊦ 交付請求書（様式第 6 号）

提出書類様式一式

交付申請書（様式第1号）

工事施工等同意書（様式第2号）

変更申請書（様式第3号）

リフォーム工事等証明書

工事完了届（様式第4号）

交付請求書（様式第6号）

各様式は、

可児市ホームページ 引越し・住まい⇒可児市住宅新築リフォーム助成事業内
添付ファイル（助成金申請関係）よりダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.city.kani.lg.jp/3173.htm>

様式第1号(第7条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 可児市長

申請者 住 所
(名義人) 氏 名 ⑩
(電話番号)

可児市住宅新築リフォーム助成金交付申請書

関係書類を添えて、下記のとおり可児市住宅新築リフォーム助成金の交付を申請します。

また、本申請の審査のため、市が関係部署から申請者の住民登録、市税、使用料等に係る関係資料の提供を受けることについて同意します。

記

住宅の所在地	可児市	
住宅の所有者名		
	共有者氏名	
施工事業者	本社所在地	
	氏名(名称)	
施工内容		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
その他助成金等の有無	無 ・ 有(助成金名称:)	

住宅の所有が共有の場合や、土地所有者が申請者と異なる場合は、工事施工等同意書を提出して下さい。複数の場合は、同意書を連名もしくは人数分提出して下さい。

様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）可児市長

共有者
住 所
氏 名

⑩

可児市住宅新築リフォーム工事施工等同意書

下記の住宅について、申請者が可児市住宅新築リフォーム助成金の交付申請にあたり、工事を施工すること及び助成金の交付を受けることに同意します。

記

申請者氏名：

住宅所在地：可児市

工事概要：

様式第3号

平成 年 月 日

(あて先) 可児市長

申請者(名義人)

住 所

氏 名

(電話

印

)

可児市住宅新築リフォーム助成金交付決定内容等変更申請書

可児市指令産第 号 により交付決定を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 添付書類

- ・変更契約書または工事証明書
- ・工事箇所の写真(施工前のもの)
- ・工事見積書(工事内容を変更した場合)

リフォーム工事等証明書

施主	住所	
	氏名	
所在地		
工事種別		
工事内容		
最終工事金額		
適用 (変更理由)		
施工事業者		⑩

様式第4号（第9条関係）

平成 年 月 日

（あて先）可児市長

申請者

住 所 可児市

氏 名

（電話

印

）

可児市住宅新築リフォーム助成金工事完了届

可児市指令産第 号 により交付指令のあった工事を完了しましたので、
関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事着手年月日 平成 年 月 日
- 2 工事完了年月日 平成 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

平成 年 月 日

(あて先)可児市長

申請者

住 所 可児市

氏 名

(電話

印)

)

可児市住宅新築リフォーム助成金交付請求書

可児市指令産第 号 による可児市住宅新築リフォーム助成金を交付されたく、下記のとおり請求します。

金 _____ 円

可児市住宅新築リフォーム助成事業Q & A

Q 1 . 外構工事や駐車場工事などを行う場合は、土地の所有者で申請するのですか？

A 1 . 外構工事や駐車場工事などを行う場合でも、外構や駐車場と同一敷地にある住宅の所有者で申請します。

Q 2 . 平成 25 年度に住宅リフォーム助成事業に申請し助成金の交付を受けましたが、2 回目はいつから申請できますか？

A 2 . 前回の申請年度を含めた 5 年を経過していれば申請する事ができますので、平成 2 5 年度に申請していれば平成 3 0 年度から申請することができます。

Q 3 . 住宅が共有名義の場合、持分割合の多い方で申請すればよいですか？

A 3 . 共有名義のどなたでも申請できます。ただし、申請者は工事契約者と同一の方に限ります。なお、共有の場合は申請時に、申請者以外の方の同意書(様式第 2 号)が必要です。

Q 4 . 店舗兼用住宅の店舗部分(非対象)と居住部分(対象)共にリフォーム工事を行う予定ですが、契約書や見積書は非対象、対象を分ける必要はありますか？

A 4 . 契約書は 1 通でも構いません。見積書については、対象住宅部分の工事金額と非対象部分の工事金額が明確に分かる場合を除いて、2 通に分けて提出してください。

Q 5 . 賃貸マンションを所有していますが、居住はしていません。マンションのリフォーム工事を申請することはできますか？

A 5 . 住宅を所有し、かつ、居住していなければ申請できません。居住予定であれば申請することはできますが、対象はご自分の居住部分のみであり、完了届提出時に住民票があることが条件になります。

Q 6 . 市内施工業者とは、可児市に支店や営業所がある業者も含みますか？

A 6 . 市内施工業者とは、可児市内に本店（本社）を有する事業所（個人事業主であれば、可児市に住民票がある人）を指します。市内に支店及び営業所があっても、本店（本社）が可児市以外であれば助成対象になりません。

Q 7 . 市内施工業者を市で紹介してもらえますか？

A 7 . 市で施工業者の紹介及び斡旋等はありません。なお、希望される方には可児商工会議所が作成している施工業者一覧表をお渡ししています。

Q 8 . 市内施工業者に依頼したりフォーム工事を施工中ですが、申請をしていませんでした。新たに別工事が発生したので、申請したいのですができますか？

A 8 . 工事施工中であり、「対象工事が未着手の工事であること」に該当しないため、申請はできません。ただし、施工中の工事が完成した後に、別の工事として契約した工事については、申請することができます。

Q 9 . 住宅の内装工事のうち、手すり取付けや廊下のバリアフリー工事は市介護保険による給付金を受けますが、助成対象になりますか？

A 9 . 内装工事のうち、市介護保険法による住宅改修事業の支給を受ける手すり取付けや廊下のバリアフリー工事は助成対象外になりますが、その他の工事は助成対象となります。助成対象分と非対象分の見積書を2通作成し提出してください。契約書は分ける必要はありません。
(市木造住宅耐震改修工事費補助事業の補助金を受ける場合も同じ)

Q10. 申請の受付終了はいつですか？

A10. 予算の範囲内での助成事業であるため、予算がなくなり次第受付終了となります。予算が少なくなってきましたら、残額を市ホームページでお知らせします。

Q11. 申請者に代わり施工業者が申請することは可能ですか？

A11. 施工業者の方が申請者の代わりに書類を提出等することは可能です。
ただし、助成金（Kマネー）の受取りは本人又は同居の家族に限ります。

Q12. 工事代金を振込みましたが、領収書の代わりに通帳のコピーでもよいですか？

A12. 通帳のコピーは領収書の代わりにはなりません。振込をした際の申請者の振込受付書又は ATM 利用明細書などのコピーを提出してください。

Q13. 新築の場合、完了時に登記の全部事項証明書を提出とありますが、登記情報提供サービスによる全部事項証明書のコピーでもよいですか？

A13. 登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスであり、提供される登記情報に法的証明力はありません。完了時には法務局が発行する登記の全部事項証明書（建物）のコピーを提出してください。

Q14. 申請をした後で工事をしないことになったので、キャンセルしたいのですが？

A14. 工事の中止などにより、申請をキャンセルされたい場合は、至急、市産業振興課商工係までご連絡ください。

Q15. 住宅本体の新築工事の関連工事（外構工事）を申請した場合、完了届の提出時は、外構工事が完成した後ですか？それとも住宅本体の新築工事が完成した後ですか？

A15. 完了届は、住宅本体の新築工事が完成した後になりますので、外構工事が完成しましたら、外構工事の完成写真と工事代金の領収書又は振込受付書などのコピーは大切に保管しておいてください。
住宅本体の工事が完了後、完了届（様式第4号）、工事代金の領収書又は振込受付書などのコピー、外構工事の完成写真と住宅本体の外観の写真、登記の全部事項証明書（建物）のコピー、交付請求書（様式第6号）を提出してください。